

不服申立て事案答申第 114 号の概要について

1 件名

準備書面(2)の開示決定に関する件

2 事案の概要

異議申立人は、平成 23 年 2 月 18 日及び同月 28 日付けで愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。)に基づき、別記に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が同年 3 月 4 日及び同月 11 日付けで「平成 22 年(行ウ)第○号行政文書不開示決定処分取消請求事件 準備書面(2)」(以下「本件保有個人情報」という。)を特定して開示決定を行ったところ、全部が対象となった決定がなされていない等の理由で開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。

3 実施機関の開示決定の理由

実施機関は、次の理由により本件保有個人情報を特定して開示としたというものである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 分類 1 について

分類 1 に係る開示請求書には、異議申立人を原告として、実施機関との間で争われた訴訟である平成 22 年(行ウ)第○号行政文書不開示決定処分取消請求事件(以下「○号事件」という。)において、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した準備書面(1)(以下「準備書面(1)」という。)の 12 ページから 14 ページまでが添付されていた。

準備書面(1)には、平成 21 年度及び平成 22 年度において、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りを行った職員や、そのやり取りの具体的内容が記載されていることから、分類 1 の開示請求に係る請求対象保有個人情報は、平成 21 年度及び平成 22 年度に、愛知県総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)職員が作成又は取得したもののうち、準備書面(1)の 12 ページから 14 ページに記載の異議申立人とのやり取りに係る面談記録と解した。

イ 分類 2 について

本件開示請求に係る請求対象保有個人情報は、総合教育センターが管理する、総合教育センター研修部基本研修室長(以下「室長」という。)が作成した平成 20 年度から平成 22 年度までの室長との面談記録、平成 20 年度から平成 22 年度までの本件異議申立人本人の言動が記載された文書並びに平成 20 年度及び平成

21 年度に本件異議申立人本人の言動が記載された文書のうち教育委員会管理部総務課（以下「総務課」という。）へ送付したものと解した。

(2) 本件保有個人情報を特定した理由

ア 学校以外の教育機関である総合教育センターに関連する訴訟が提起された場合、当該訴訟事務については、教育委員会事務局の本庁担当課が行うこととされている。このため、当該訴訟に関する裁判関係書類も総合教育センターが通常管理することはなく、当該本庁担当課が管理する。

ただし、○号事件において、平成 23 年 1 月 20 日付けで実施機関が名古屋地方裁判所に提出した、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りの内容等が記載されている本件保有個人情報については、総合教育センターに所属する複数の職員について、特に詳細な記載が必要だったため、当該職員等が内容を確認の上、共用ファイルに管理していたことから、本件保有個人情報として特定した。

イ なお、本件保有個人情報を除き、本件請求対象保有個人情報が記載される可能性のある文書を作成するケースを想定すると、本件開示請求は異議申立人の言動等に関するものであることから、異議申立人からの問合せの電話や訪問について総合教育センターが対応した場合、異議申立人が総合教育センターに対して教育相談を行った場合等が考えられた。

ウ まず、総合教育センターにおいては、異議申立人からの問合せの電話や訪問を受けた場合、対応した職員が個別に説明等を行っているが、上司への面談内容の報告は口頭で済ませており、逐一文書化することは行っていない。

対応した職員が、今後の事務の参考のために備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくということがあるが、そのメモはあくまで当該職員の個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すればいつでも廃棄することができるものであるため、組織的に用いるものとして、請求対象所属の職員が管理することはないことから、条例第 2 条第 3 号にいう「保有個人情報」には当たらない。

総合教育センターが当該メモを組織として用いることを要しないのは、教育委員会における情報公開制度の所管所属である総務課教育企画室（当時。以下「教育企画室」という。）において、一元的に異議申立人の言動等を記載した文書を管理しているからである。

教育企画室は、異議申立人との開示請求に係る対応の検討等を目的として、異議申立人の発言や行動等の情報について、異議申立人の来訪時に対応した所属職員の口頭による報告やメモを集約し整理した「弁護士への資料提出について（平成 22 年（行ウ）第○号に係るもの）」という行政文書として管理している。

当初、これは、異議申立人の開示請求の量が増加した平成 20 年 12 月頃から、教育企画室職員が異議申立人の開示請求の真意を理解するために、個人的なメモ

として異議申立人の発言、言動等や異議申立人と各担当者とのやり取り等を記録するようになったものである。その後、異議申立人から訴訟が提起されたことにより、当該メモを基に書証を作成する必要性が生じたことから、平成 22 年 7 月に教育企画室長の決裁を受けて、これを行政文書として管理することとし、その後顧問弁護士に提出した経緯がある。

よって、異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は、上記のとおり教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはない。

そのため、「弁護士への資料提出について（平成 22 年（行ウ）第〇号に係るもの）」は、上記のとおり、教育企画室を除く教育委員会のどの所属も管理していないことから、当然総合教育センターにおいても管理していない。

エ 次に、総合教育センター総務部庶務課は、開示請求のために来訪した訪問者や電話等で問合せをした方の氏名、対応した日付、対応した課室名、対応した職員の氏名、対応した開始時刻と終了時刻及び対応等を記載した「開示請求者対応記録」を作成しているが、上記のとおり異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は教育企画室において一元化されているため、当該記録に具体的なやり取り記録、異議申立人の言動等は記載されていない。なお、室長が当該記録を作成することもなく、総合教育センターから総務課へ送付することもない。

オ さらに、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴つづ」に、教育委員会に対して開示請求を行った者の発言や意見交換の記録を綴ることがまれにあるため、念のため探索したが、存在しなかった。

カ また、総合教育センターでは、障害のある又は障害が疑われる幼児児童生徒、その保護者及び関係教職員を対象として、教育相談を行っている。その際、相談内容を記録した「特別支援教育相談実施簿」を作成しており、異議申立人が総合教育センターに教育相談を受けていれば、当該相談記録が管理されている可能性があったため、総合教育センターの「特別支援教育相談実施簿」ファイルの探索を行ったが、存在しなかった。

念のため、他の請求対象保有個人情報の有無について総合教育センターで探索したが、やはり存在しなかった。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、分類 2 に係る異議申立書において「基本研修室長が作成した文書の開示請求をしている」等と主張しているが、上記(2)で説明したとおり、他に請求内容に相当するものはないため、本件保有個人情報の特定において誤りはないと考える。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、本件保有個人情報を特定し開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関は、本件請求対象保有個人情報について、前記 3(1)のとおり解したと説明する。

本件請求対象保有個人情報については、実施機関が作成した開示理由説明書に記載されており、当審議会において当該開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

よって、当審議会においては、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討することとする。

(2) 本件保有個人情報の特定について

実施機関によると、学校以外の教育機関である総合教育センターに関連する訴訟が提起された場合、当該訴訟事務については、教育委員会事務局の本庁担当課が行うこととされ、当該訴訟に関する裁判関係書類も通常は総合教育センターが管理することはなく、本庁担当課が管理することである。

ただし、○号事件において、平成 23 年 1 月 20 日付けで実施機関が名古屋地方裁判所に提出した、異議申立人の開示請求に係る経緯、異議申立人とのやり取りの内容等が記載されている本件保有個人情報については、総合教育センターに所属する複数の職員について、特に詳細な記載が必要だったため、当該職員等が内容を確認の上、共用ファイルに管理していたことから、本件保有個人情報として特定したとのことである。

当審議会において、本件保有個人情報を見分したところ、異議申立人と総合教育センター職員が面談を行った際の異議申立人の言動が記載されていることが認められた。

よって、本件保有個人情報を特定したとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとまではいえない。

(3) 本件保有個人情報以外の請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によると、異議申立人との開示請求に係る対応の検討に必要な情報は、「弁護士への資料提出について（平成 22 年（行ウ）第○号に係るもの）」により、教育企画室で一元的に集約し管理されており、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として管理する必要はないため、異議申立人との開示請求に係る対応の記録を組織として共用することはないとのことである。

実施機関が説明するように、実施機関として必要な情報は、教育企画室において

一元的に集約し管理されているのであれば、教育企画室以外の所属においては、教育企画室と同一の情報を行政文書として必ずしも管理しなければならないものとは認められず、異議申立人と対応した所属において、職員の個人的便宜のために作成されたメモしか存在しないとする実施機関の説明が不自然、不合理であるとまではいえない。

また、実施機関によると、総合教育センターは、開示請求のために来訪した訪問者や電話等で問合せをした方の氏名、対応した職員の氏名、対応等を記載した「開示請求者対応記録」を作成しているが、異議申立人との具体的なやり取り内容の記録は教育企画室において一元化されているため、当該記録に具体的なやり取り記録、異議申立人の言動等は記載されておらず、開示請求に関して作成又は取得した文書を管理している「起案綴」に、開示請求を行った者の発言や意見交換の記録を綴ることがまれにあるため、「起案綴」のファイル並びに障害のある又は障害が疑われる幼児児童生徒、その保護者及び関係教職員を対象として教育相談を行った際の内容を記録した「特別支援教育相談実施簿」のファイルを探索したとのことであり、探索範囲が不十分である事情は窺^{うかが}われない。さらに、「開示請求者対応記録」、「起案綴」及び「特別支援教育相談実施簿」以外のファイルからも請求対象保有個人情報を探したが、存在しなかったとのことである。

以上のことから、本件保有個人情報以外に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情は認められず、本件請求対象保有個人情報の全てを特定したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書においてその他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定に誤りがないことについては、前記(2)及び(3)において述べたとおりであり、異議申立人のその他の主張は当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記

分類1（平成23年2月28日付け開示請求）

・愛知県総合教育センター 本人との面談記録 H21年度～H22年度（参考文書3枚添付する）

分類2（平成23年2月18日付け開示請求）

・愛知県総合教育センター H20年度～H22年度 基本研修室長との面談記録（基本研修室長が作成したもの）

・愛知県総合教育センター H20年度～H22年度 本人の言動が記載された文書

・愛知県総合教育センター 本人の言動が記載された文書のうち、総務課へ送付したもの H20年度～H21年度